

概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等といった公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

しかしながら、近年、廃棄物や自然の改変、大気・水・土壌の汚染などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の低下をはじめとする地球的規模の問題に至るまで、様々な環境問題への対応が求められています。

本県では、このような状況に対処するため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定し、10年3月には、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、各種の環境保全施策を実施してきました。

平成24年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するとともに、本県の特長を踏まえながら、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」づくりに向

けた環境基本計画の改定を行い、次の区分に従って、環境の保全及び創造に向けて各種の施策を実施しています。

〈分野ごとの施策の推進〉

- I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進
- II. 自然環境の保全
- III. 生活環境の保全
- IV. 水資源の保全と活用

〈分野横断的な施策の推進〉

- V. 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり
- VI. 持続可能な社会構築に向けた人づくり
- VII. 環境と経済の好循環の創出
- VIII. 国際環境協力の推進

23年度において、環境の保全及び創造に関して講じた分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進

「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、とやま廃棄物プランの改定を行いました。また、エコ・クッキングの普及拡大や使用済小型家電等のリサイクルの推進などを実施しました。

2 温室効果ガス排出量の削減

とやま温暖化ストップ計画の改定に向けた検討や、家庭や中小企業における省エネの取組みの支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入促進として、庄発電所（砺波市）の建設など農業用水を利用した小水力発電の推進

や住宅用太陽光発電システム導入への補助などを実施しました。また、新県庁エコプラン<第3期計画>を策定しました。

3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大

幼児から高校生までの世代に応じた環境教育プログラムを実施するなど、環境教育推進方針を推進しました。また、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントの開催、スポーツ団体での環境保全活動の支援など、エコライフの実践の場や機会の提供に取り組みました。

4 技術開発と調査研究の推進

地球温暖化や富山湾の健全性など、各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を推進しました。また、環境・エネルギー分野における先導的な研究開発プロジェクトの検討など、グリーンイノベーションの加速化を促進しました。

II. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）やナチュラリスト自らが実施する「自然ふれあい塾」を開催しました。また、「第10回世界自然・野生生物映像祭」の開催を支援するとともに、過去の優秀作品の「特別上映会」を開催しました。

2 自然とのふれあい創出

国立公園等において登山道整備を実施しました。また、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりを推進しました。さらに、県民参加による植樹などの緑化運動の展開や景観条例に基づく大規模な開発行為の届出制度等の景観づくりを推進しました。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、環境に配慮した山小屋トイレの整備を支援しました。また、県民による沿岸

域の藻場の再生など、海の森づくり事業を推進しました。

4 生物多様性の確保

「レッドデータブックとやま」の改訂を行うとともに、貴重な野生生物の生息生育環境の保全を推進しました。また、立山センターが中心となって、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施しました。

5 人と野生鳥獣との共生

ツキノワグマ保護管理計画及びニホンザル保護管理計画に基づく事業等を実施するとともに、イノシシ等の生息状況調査等を実施しました。また、有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を推進しました。

III. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、微小粒子状物質の監視体制を整備するとともに、大気環境計画（ブルースカイ計画）を改定しました。また、水環境の保全については、富山湾の水質保全対策を推進するとともに、水生生物保全環境基準の河川への類型指定に向けて、魚類の生息、水質等の調査を実施しました。さらに、騒音、振動対策や大規模な開発事業の実施に当たっての環境影響評価を推進しました。

2 環境改善対策の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進しました。また、事業者による化学物質管理計画策定を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類汚染等の課題に取り組みました。

3 県民等による自主的な環境保全活動の展開

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の実施等による県土美化推進運動や県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開しました。また、星空観察会の実施などスターウォッチングを推進し

ました。

4 環日本海地域における環境保全

海洋環境の保全については、環日本海・環境サポーターの募集や海洋ごみアクション・フォーラムを開催するとともに、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への支援協力を行いました。また、越境大気汚染対策については、国や関係機関と連携して、酸性雨及び黄砂の実態調査を実施しました。さらに、国際環境協力については、(財)環日本海環境協力センター（NPEC）と連携して、「北東アジア地域環境体験プログラム」などを実施しました。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

24年春の開館に向け、県立イタイタイ病資料館の施設改修及び展示工事などに着手しました。

IV. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

地下水指針に基づき、揚水設備への立入検査などを行うとともに、市町村等が行う地下水涵養を支援しました。また、消雪設備管理者に対して節水方法の助言を行うなど地下水保全意識の啓発を図りました。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

庄発電所（砺波市）及び山田新田用水発電所（南砺市）において小水力発電所の建設を継続しました。また、産学官が連携した小水力発電分野の技術開発の取組みを支援しました。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、水環境保全活動の先駆的な事例や水環境保全関連イベント等の情報提供を行うウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、活動の活性化を促進しました。

4 水を活かした文化・産業の発展

「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進しました。また、「水辺

のまち夢プラン」に基づき、地域の特性を活かした水辺のまちづくりを推進するとともに、「とやまの名水」の保全に取り組みました。

24年度において、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関して講じる分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進

「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、事業系生ごみの広域的なりサイクルの検討やエコ・クッキングの実践促進などを行います。また、産業廃棄物の実態調査を行うとともに、排出抑制・減量化マニュアルを作成し、その普及啓発を行うなど、産業廃棄物の排出抑制等を推進します。

2 温室効果ガス排出量の削減

とやま温暖化ストップ計画の改定に向けた検討や、家庭や中小企業における省エネの取組みの支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入促進として、庄発電所（砺波市）及び山田新田用水発電所（南砺市）の建設継続など農業用水を利用した小水力発電の推進や住宅用太陽光発電システム導入への補助などを実施します。また、新県庁エコプラン〈第3期計画〉に基づく取組みを実施します。

3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大

世代に応じた環境教育プログラムを実施するなど、環境教育推進方針を推進します。また、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントの開催など、エコライフの実践の場や機会の提供に取り組みます。

4 技術開発と調査研究の推進

地球温暖化や富山湾の健全性など、各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を推進します。また、

スマートコミュニティの形成に必要な技術開発及び実証実験等を検討するなど、グリーンイノベーションの加速化を促進します。

II. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

自然保護講座（ジュニアナチュラルリスト養成コース）を開催するとともに、「第11回世界自然・野生生物映像祭」の開催準備を支援します。また、豊かな海づくりの機運醸成のため「豊かな海づくりフォーラム」を開催します。

2 自然とのふれあい創出

国立公園等において登山道整備を実施するとともに、僧ヶ岳県立自然公園の保護施設等を整備します。また、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりを推進します。さらに、県民参加による植樹などの緑化運動を展開するとともに、「ふるさとの眺望景観を守り育てる県民協働事業」を実施します。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、雄山山頂トイレを環境配慮型へ改修する事業を支援します。また、県民による沿岸域の藻場の再生など、海の森づくり事業を推進します。

4 生物多様性の確保

「レッドデータブックとやま」の発行、普及啓発及び生物多様性保全の調査検討を実施します。また、貴重な野生生物の生息生育環境の保全を推進するとともに、立山センターが中心となって、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施します。

5 人と野生鳥獣との共生

ツキノワグマ保護管理計画及びニホンザル保護管理計画に基づく事業等を実施するとともに、イノシシの保護管理計画を策定します。また、有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を推進します。

III. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、事業者を対象にした揮発性有機化合物（VOC）の排出削減セミナーを開催するとともに、新たな課題である微小粒子状物質の実態調査に取り組みます。また、放射能に関するポータルサイトを開設します。水環境の保全については、富山湾の水質保全対策を推進するとともに、水生生物保全環境基準の河川への類型指定を検討します。さらに、騒音、振動対策や大規模な開発事業の実施に当たっての環境影響評価を推進します。

2 環境改善対策の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進します。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類汚染等の課題に取り組みます。

3 県民等による自主的な環境保全活動の展開

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」や「親子バス海岸清掃体験モデル事業」を実施するなど、県土美化推進運動を展開します。また、県民参加による「エコドライブ推進運動」を展開するとともに、星空観察会への講師派遣及び写真絵画コンテストを開催します。さらに、地域の住民及び団体による水生生物保全の活動に対し、指導者の派遣、必要な資機材の貸与等の支援を実施します。

4 環日本海地域における環境保全

海洋環境の保全については、衛星画像による富山湾の藻場の生育状況調査などを実施するとともに、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への支援協力を行います。また、越境大気汚染対策については、国や関係機関と連携して、酸性雨及び黄砂の実態調査を実施します。さらに、国際環境協力に

については、(財)環日本海環境協力センター（NPEC）と連携して、「北東アジア地域環境体験プログラム」などを実施します。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイタイ病資料館において、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外授業等の積極的な受入れ、ウェブサイト等を活用した国内外への情報発信等を実施します。

複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、環境基本計画の目標である「人と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」に向けて、「環境とやま県民会議」を中心に、各主体が参加・連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、各種の環境保全施策を積極的に推進していきます。

IV. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

地下水指針に基づき、揚水設備への立入検査などを行うとともに、冬期間の地下水管理指標の検討を行います。また、冬期間の水田を活用した地下水涵養及びその見学会の開催等をモデル的に実施します。さらに、消雪設備の節水及び名水の保全活動等を行う人材「地下水の守り人」を養成します。このほか、水源地を無秩序な開発から守るために、水源地域保全条例（仮称）の制定を検討します。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

庄発電所（砺波市）及び山田新田用水発電所（南砺市）において小水力発電所の建設を継続します。また、マイクロ水力発電の導入意向調査や企業の技術開発等を支援します。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、ウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、水環境保全活動の活性化を促進します。

4 水を活かした文化・産業の発展

「とやま21世紀水ビジョン」を見直すとともに、これに基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進します。また、官民協働で取り組む地域の特性を活かした水辺のまちづくりを推進するとともに、「とやまの名水」の保全に取り組みます。

施策体系

健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要です。このため、環境基本条例の基本理念を

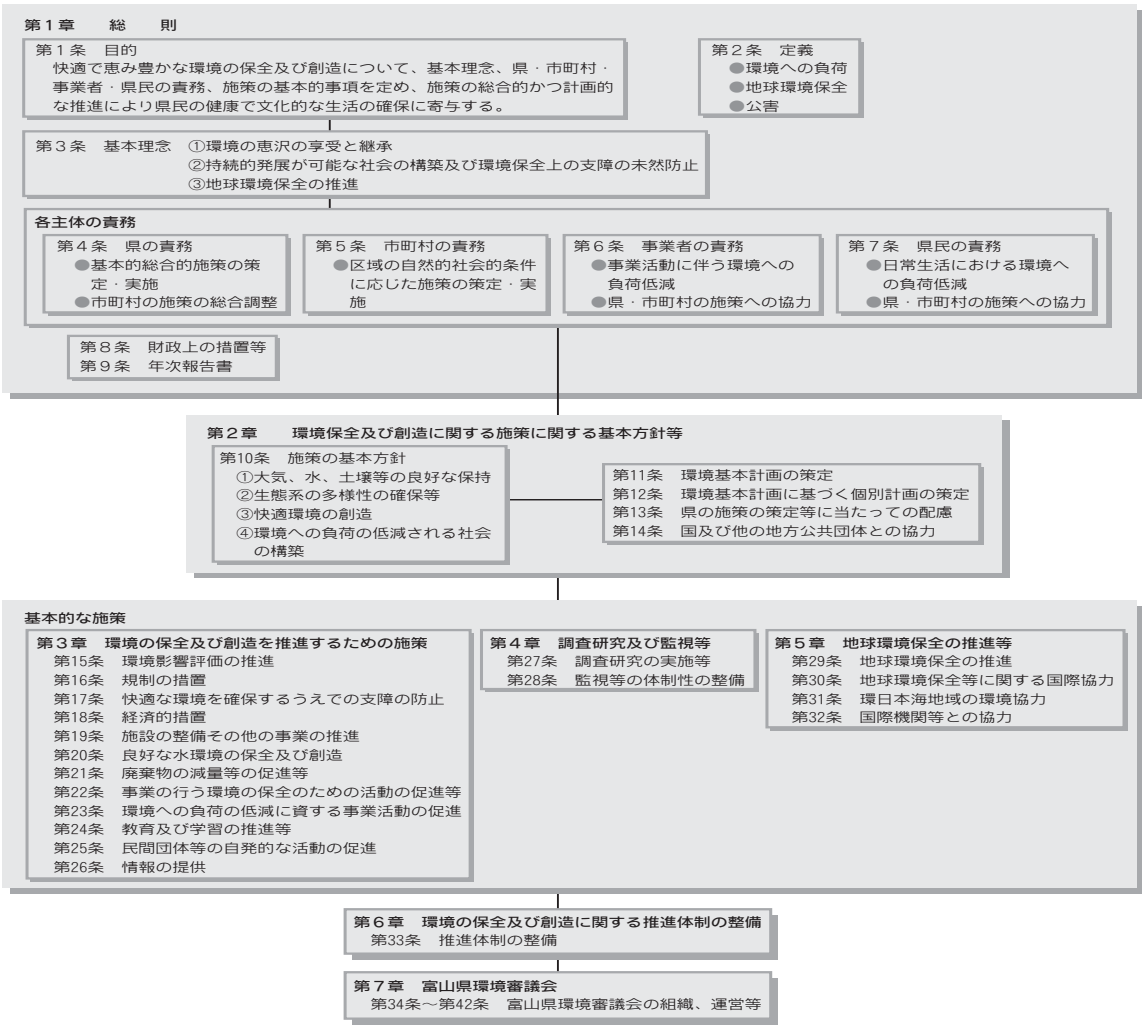
踏まえ、環境の保全と創造に関する各種施策を計画的に推進し、県民総ぐるみで「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」を目指します。

1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、平成7年12月に環境基本条例を制定しました。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持

続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示しています。環境基本条例の体系図は図1-1のとおりです。

図1-1 環境基本条例の体系図



2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画です。

16年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するため改定し、24年3月には、本県の特長を踏まえながら、

環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」づくりに向けて再度改定しました。

本県の環境行政における環境基本計画の位置付けは、図1-2のとおりであり、本県の総合計画「新・元気とやま創造計画」（24年4月策定）において目指すべき将来像の一つである「安心とやま」の環境面からの実現を図るための部門別計画として位置づけられるものです。また、環境基本計画の概要は図1-3のとおりです。

図1-2 環境基本計画の位置付け

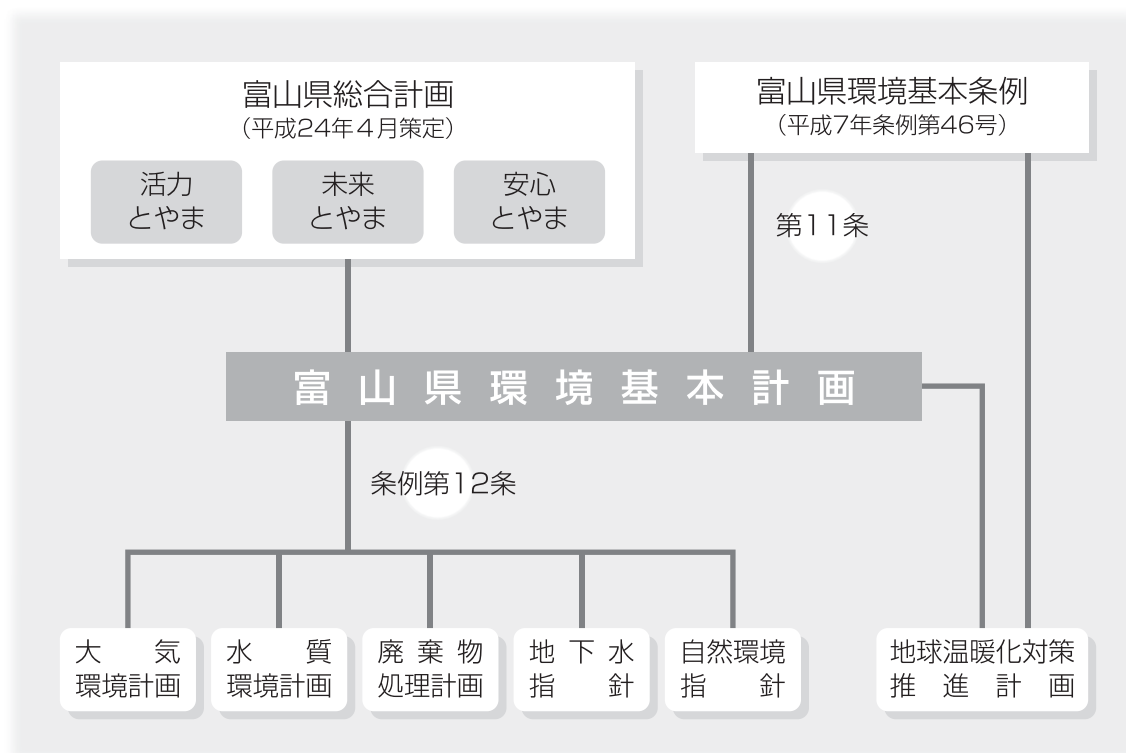


図1-3 環境基本計画の概要

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

本県の特徴を踏まえながら、環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて策定

2 計画の位置付け

県総合計画の部門別計画としての位置づけ

また、環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定

3 計画の期間

平成23年度から概ね10年後の平成33年度まで

4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

5 計画の対象項目

- (1)人の健康の保護及び生活環境の保全（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害、廃棄物）
- (2)自然環境の保全（地形・地質、植物、動物）
- (3)地球環境の保全（地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染等）
- (4)快適環境づくり（身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境）

◆第2章 計画の目標

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」

◆第3章 施策の展開

分野ごとの施策の推進

第1節 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

- 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進
- 2 温室効果ガス排出量の削減
- 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大
- 4 技術開発と調査研究の推進

第2節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
- 2 自然とのふれあい創出
- 3 自然環境保全活動の推進
- 4 生物多様性の確保
- 5 人と野生鳥獣との共生

第3節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
- 2 環境改善対策等の推進
- 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開
- 4 環日本海地域における環境保全
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

第4節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

分野横断的な施策の推進

第5節 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり

- 1 地域活動の活性化、NPO等の育成、活動参加の促進
- 2 事業者の環境保全活動の取組推進
- 3 各主体間での連携の促進

第6節 持続可能な社会構築に向けた人づくり

- 1 幅広い世代が参画する分野横断型の環境教育の推進

第7節 環境と経済の好循環の創出

- 1 環境付加価値による観光・地元産業等のブランド力 アップ、地域活性化
- 2 環境・エネルギー技術を核とした新産業の育成

第8節 国際環境協力の推進

- 1 国際的な環境モニタリング体制等の構築
- 2 環境保全のための技術情報の共有
- 3 国際環境協力を担う人材の育成

◆第4章 環境資源の利用に当たっての配慮指針

1 一般的配慮指針

各種開発事業で配慮すべき事項を記載

2 事業別配慮指針

次の事業について、配慮すべき事項を記載

- (1)住宅団地、(2)商工業施設、(3)交通施設、(4)埋立・干拓、(5)発電所、(6)ダム等、
(7)廃棄物処理施設等、(8)農林水産施設、(9)レクリエーション施設

◆第5章 計画の推進

1 県民、事業者、行政の役割

県民、事業者、行政等の具体的な取組例を提示

2 計画の推進体制

環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進また、各主体(県民、事業者、NPO等)との連携を促進

3 進行管理

- (1)可能な限り定量的な評価指標を設定
- (2)具体的な施策や詳細な目標設定は、個別計画に委ねる
- (3)毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出また、「環境白書」については記載内容を充実し公表